



藤沢市個人情報保護審査会答申第4号

2001年6月28日

藤沢市長 山本捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 中村れい子



医療事故審査会議事録非開示処分に関する異議申立てについて（答申）

2000年9月27日付で諮問された「医療事故審査会に関する記録（2000年1月13日付收受報告、1月25日、3月16日及び6月15日開催分の審査会議事録）」の非開示処分について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

医療事故審査会に関する記録（2000年1月13日付收受報告、1月25日、3月16日及び6月15日開催分の審査会議事録）について、非開示とした実施機関のなした処分は相当である。

2 本件諮問までの経過

- (1) 異議申立て人は、2000年（平成12年）7月7日、藤沢市長に対し、藤沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定により、異議申立て人にかかる「平成12年1月13日に調査を依頼した当該調査に関する文書一切」の開示の請求をした。
- (2) 藤沢市長は同請求に対し、同年7月21日付けで、「医療事故審査会議事録（2000年1月13日付收受報告、1月25日、3月16日、6月15日開催分）」を当該請求文書にあたる上、非開示とした。
- (3) これに対し異議申立て人は、同年9月19日、藤沢市長に対し、非開示処分の取消を求める異議申立てをした。
- (4) 藤沢市長は、同年9月27日付けで、藤沢市個人情報保護審査会に対し、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立て人（以下「申立て人」という。）の主張要旨

- (1) 条例第12条第2項第3号の認める除外理由は「適正な行政執行を妨げる」である。「行政執行」とは行政に義務を負担している市民がその履行をしない場合に、行政が自力で義務を履行させることを言う。このことは、旧行政執行法より明らかである。さらに、条例第6条が正当な「行政執行」を理由に、思想の自由、宗教の自由への侵害を認めているが、同条の「行政執行」を単なる「行政の業務の執行」と解釈すると、市が不当な業務と自認することはないから、憲法に反して個人の思想、宗教に関する情報を自由に取得できることになる。市議会があえて違憲の条例を制定したとは考えられないから、条例の「行政執行」を単なる「行政の業務の執行」と解釈できない。このことから、「行政執行」の意義は、通常の「行政執行」の意義に限定せざるを得ない。従って、応訴を理由として開示を拒否したことは違法である。
- (2) 拒否理由は同条同項同号の「適正な行政執行を妨げる」を判断していない。「（市機関内部の）検討、調査等の意思決定過程における情報であって、公開することによ

り（藤沢市情報公開条例第6条第3項ア）「（市の争訟の方針の）執行に著しく支障が生じるおそれ（同条同項イ（ア））」と判断している。「情報公開条例第6条の要件に該当するから、個人情報保護条例第12条第2項第3号の効果が発生する」という判断は要件と効果が一致していない。従って、要件該当事実がないのに効果を発生させているから、違法である。

- (3) 申立て人には、藤沢市に対して損害賠償を請求する意思も、訴えを提起する意思もない。平成12年1月12日藤沢市民病院院長宛て送付した文書で記したように、「申立て人は市民の税金による賠償による解決を求めて」おらず、藤沢市に対する債権免除の意思を明らかにしている。債務免除は単独行為であり、意思表示が相手方に到着した以上、撤回できない。従って、申立て人は藤沢市に対して金銭債権を有していない。藤沢市に対して損害賠償請求の訴えを提起することはあり得ず、申立て人の「訴えに対する執行」もあり得ないから、「対応方針の執行に支障が生ずるおそれ」もあり得ない。ありえないことに関する情報が含まれるとして開示を拒否したことは違法である。

4 実施機関の非開示理由

- (1) 藤沢市の行政組織の一部として位置付けされ、条例の対象機関とされている市民病院は、他の大学病院や民間病院と同じく医療法上における一医療機関という性格も有する。訴訟や訴え等に対してどのような対応を計るかは、病院の信頼性に直結し、病院運営における極めて重要な部分をなすものである。このため、医療事故審査会（以下「審査会」という。）において関係者や必要により識者も含めた様々な議論のやり取りが行われるものである。

審査会は、医療訴訟に対する対策のほか診療にかかわる患者側の様々な訴えや要求内容についてその状況を調査、報告し、またそれに対する検証や対応策等を検討している。このため、審査会における情報には、訴訟や訴え等に対する対応方針がまとまるまでに時間を要することが多いことから、意思決定過程情報を多く含んでおり、訴訟の相手方や訴え等の相手方がその内容を知り得た場合、誤解を与えたり、感情的問題につながる可能性が高い。

- (2) 審査会における情報には、訴訟の公判進行や訴え等に対する病院側主張の展開策や解決策に関する情報が多く含まれており、訴訟の相手方や訴え等の相手方がその内容を知り得た場合、病院側が今後に向かって訴訟や交渉を進行させたいとする到達内容を明かすこととなり、極めて性質上開示になじまない情報を多く含んでいる。
- (3) 審査会における情報はこうした性格を有しているため、「藤沢市民病院医療事故審査会要綱」第12条においても議事録の非公開を規定している。

このように、審査会に係わる情報は、条例第12条第2項第3号の「開示することにより、実施機関の適正な業務執行を妨げると認められる」ものに該当するため、非開示とした。

5 審査会の判断理由

- (1) 本件請求にかかる個人情報について

審査会は、藤沢市民病院を当事者とする医療事故に係わる対策及び賠償事務等の適正かつ迅速な処理をはかるために、藤沢市民病院医療事故審査会要綱（平成8年1月1

日施行)により、同病院幹部職員等をメンバーとして設置されたものである。従って、その審議の内容には、同病院を当事者とする医療事故に関わる訴訟事件、証拠保全事件、苦情案件等に対する病院側の対応が含まれており、審査会議事録には、それらの案件についての病院側の対応の検討過程が記載されているものである。

(2) 実施機関が条例第12条第2項第3号に該当するとしたことの適否について

審査会議事録には、以上のような記載があることから、相手方が議事録の内容を知り得た場合には、事案に対する病院側の意思形成の過程や将来の対応が事前に相手方に明らかになってしまい、訴訟、交渉等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件請求にかかる個人情報を、条例第12条第2項第3号の個人情報に該当するとして非開示とした実施機関の処分は、相当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2000・9・27	・諮問
2000・9・29	・審査会から市長に請求拒否理由説明書の提出要請
10・19	・市長から審査会に請求拒否理由説明書の提出
10・20	・審査会から異議申立て人に請求拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
11・20	・異議申立て人から審査会に意見書の提出
11・21	・審査会から市長に意見書の写しを送付及び拒否決定処分に係る対象情報書の提出要請
12・1	・市長から審査会に対象文書の提出
12・7	・審議
2001・2・1	・実施機関からの聴取 ・審議
3・15	・審議
4・12	・審議
5・17	・審議
6・7	・審議
6・28	・答申